

被後見人も市職員に

兵庫県明石市は17日、地方公務員法の「欠格条項」に該当する成年後見制度の「被後見人」や「被保佐人」を市職員として採用できるようにする条例案を発表した。19日開会の市議会に提案する。障害者の社会参加促進を目指す施策の一環で、市によると全国初の取り組み。4月施行を目指す。

明石市が条例案

地方公務員法では、知的障害や認知症などで判断力が不十分で、裁判所が選任する成年後見人に財産管理などを依頼する「被後見人」「被保佐人」は、地方公務員試験を受験できない。現職の地方公務員だった場合には失職することが定められている。

市は今年4月採用予定の試

験から知的・精神障害者の受験を認めており、新たな条例の制定を決めた。市は「地方公務員法上、例外規定を条例で定めれば違法ではない」として、現職の職員が被後見人や被保佐人になっても失職しない規定を盛り込んだ。

記者会見した泉房穂市長は「成年後見は本人を支援する制度で本人の不利益になってはならない」と述べた。

2013年には公職選挙法が改正され、成年被後見人に選挙権が認められた。昨年7月には、成年後見制度の被保佐人となったため失職した大阪府吹田市の元臨時職員が市を相手取り、復職や未払い給与の支払いなどを求める訴訟を大阪地裁に起こして係争中。

【駒崎秀樹】